

第4章 市税の納付

市税は、福祉、教育、土木事業など、毎日の暮らしや住みやすい都市の構築のために使われる財源です。市政の円滑な推進に市税が有効に活かされるように、定められた期限までに納税者の皆様が自主的に納めていただく自主納税と納期内納税にご協力ください。

1. 市税の納期

税目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税	個人	普通徴収			1期		2期		3期		4期		
	個人	特別徴収	徴収月の翌月 10 日まで										
	法人	確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内										
	法人	中間申告	事業年度開始後 6 か月を経過した日から 2 か月以内										
固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全額										
市たばこ税		翌月の末日まで											
事業所税	個人	翌年の 3 月 15 日まで											
	法人	事業年度終了の日から 2 か月以内											
入湯税		翌月 15 日まで											

2. 市税の納付場所と納付方法

(1) 地方税お支払サイトでの納付（クレジットカード等での納付）

eL-QR(QRコード)が記載された納付書は、パソコン・スマートフォンからクレジットカード等の納付が可能です。詳しくは地方税お支払サイトホームページをご覧ください。

【地方税お支払サイトホームページ】 (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)



【ご注意】

- 地方税お支払サイトで納付された場合は、領収証書が発行されません。また、軽自動車税の継続検査用納税証明書についても送付されません。領収証書が必要な場合や納付後すぐに車検を受けたい場合は、金融機関（P57）、コンビニエンスストア（P57）などで納付してください。
- クレジットカードでの納付の際はシステム利用料がかかります（利用者負担）。
- 「地方税お支払サイト」は令和8年9月24日から「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。
- 年末年始は地方税お支払サイトを經由した市税の納付はご利用いただけません。

(2) スマートフォン決済アプリを利用した納付

スマートフォン等のアプリケーションを利用し、納付書に記載の eL-QR(QRコード)を読み取ることで、24 時間^(注)いつでも納付できます。

(注) 年末年始はご利用いただけない場合がございます。

【スマートフォン決済アプリで納付できる税目】

- 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産） ・軽自動車税

【利用できるスマートフォン決済アプリ】

eL-QR(QRコード)で納付可能なスマートフォン決済アプリは地方税お支払サイトホームページ(P54)をご覧ください。

【ご注意】

- ・スマートフォン決済アプリで納付された場合は領収証書が発行されません。また、軽自動車税の継続検査用納税証明書についても本市からは送付していません。領収証書が必要な場合や納付後すぐに車検を受けたい場合は、金融機関(P57)、コンビニエンスストア(P57)などで納付してください。
- ・各社アプリケーション利用は原則無料ですが、ダウンロード及び利用にかかるパケット通信料は利用者負担です。
- ・各スマートフォン決済アプリの払込限度額及び操作方法は、各アプリケーションのホームページをご確認ください。

(3) 口座振替・自動払込による納付

市税を金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。口座振替・自動払込は、一度申し込むと翌年度以降も継続されます。

口座振替・自動払込できる税目	市民税・府民税・森林環境税(普通徴収) 固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税 軽自動車税
取扱金融機関	堺市公金出納事務取扱金融機関(P57)
預貯金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金、郵便貯金(通常貯金)
申込期限	【郵送・窓口でのお申込み】振替開始を希望する納期月の前月20日 【インターネットでのお申込み】振替開始を希望する納期月の10日
振替日	期別納付は各納期の最終日、全期分前納は第1期分納期の最終日

■ お申込み手続き

【郵送・窓口でのお申込み】

市内の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局及び市税事務所、各区市税の窓口にある申込書(口座振替納付依頼書)^(注)をご記入の上、取扱金融機関の窓口にご提出いただくか、税務運営課あてに郵送してください。また、申込書は堺市ホームページからダウンロードすることもできますが、ダウンロードできる申込書については税務運営課あて郵送専用です。金融機関では受付できません。

(注) 市内の金融機関等に備えつけの申込書では、市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・市営住宅使用料・認定こども園等保育料・水道料金・下水道使用料の口座振替のお申込みが一度に可能です。



【堺市ホームページ 堺市税口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書】

(https://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_shimin/mokuteki/kurashi/zeikin/hurikomi.html)

【インターネットでのお申込み】

Web 口座振替受付サービス(紀陽スマート口振)のご利用で、パソコンやスマートフォン等から口座振替のお申込みができます。(阿波、池田泉州、伊予、紀陽、京都、三十三、南都銀行に限る)

お申込みについての詳細は堺市ホームページをご覧ください。



【堺市ホームページ Web 口座振替受付サービス(紀陽スマート口振)のご案内】

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/nofu/nofubasho/KIYOSMAR.html>)

■ 全期分前納

全期分前納（一括納付）で口座振替・自動払込をしていただくこともできます（軽自動車税を除く）。

ただし第1期の税額が0円の場合は、全期分の振替はされません。第2期以降の税額分を「期別」の口座振替として、各期の納期限日に振替をします。翌年度以降は全期分前納による振替を再開します。

■ 預貯金残高不足の場合


残高が不足している場合は振替ができません。なお、再振替も行いません。この場合、次の納期から口座振替を再開します。

振替ができなかった納期分については、市役所から別途送付する納付書を使って地方税お支払サイト（クレジットカード等）、スマートフォン決済アプリ、金融機関などで納めてください。全期分前納を申し込まれている方の場合、この年度の第1期分は市役所から別途送付する納付書で納めていただき、第2期分以降は各期の納期限日に振替をします。翌年度は全期分前納による振替を再開します。

【ご注意】

- ・振替口座の変更をご希望の場合は、新たにお申込みが必要となります。
 - ・以下のような条件に当てはまる場合、振替の取扱いを取り消させていただくことがあります。
 - (1) 第1期から第4期まで連続で預貯金不足のため振替ができなかった場合（軽自動車税を除く）
 - (2) 口座振替を登録している口座において、2年以上課税がなく振替がされなかった場合
 - (3) 口座凍結や解約されている口座
 - ・口座名義人の方が亡くなられた場合、口座振替を継続することができません。新たに口座振替の申込手続き（P55）が必要となります。
 - ・口座振替で納付された場合は、領収証書が発行されません。また、軽 JNKS（※）運用開始に伴い、軽自動車税の継続検査用納税証明書の送付は、令和8年度より廃止します。領収証書が必要な場合や納付後すぐに車検が必要な場合は、金融機関（P57）、コンビニエンスストア（P57）などで納付してください。
- ※軽自動車税納付確認システムの略称。軽自動車税の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステム。

（4）Pay-easy ペイジー（A T M、インターネットバンキング、モバイルバンキング）を利用した納付

Pay-easy（ペイジー）マーク  が印刷されている納付書は、金融機関のA T M（ペイジー対応のA T Mに限ります）、インターネットバンキング（パソコン）、モバイルバンキング（携帯電話）で納付できます。納期限内であれば24時間（注）いつでも納付できます。

インターネットバンキング、モバイルバンキングで納付される場合は、事前に、金融機関への申し込みが必要になります。（既にサービスを利用されている方は新たな申し込みは不要です。）利用できる納付方法（A T M、パソコン、携帯電話）などは金融機関により異なりますので、堺市ホームページ（下記）や金融機関にご確認のうえご利用ください。また、地方税お支払サイトにて納付書のeL-QR（QRコード）を読み取り、インターネットバンキングやペイジー番号を発行して納付することもできます。

（注）システムメンテナンス等により、年始等一部ご利用いただけない時間帯があります。

【堺市ホームページ 市税の納付方法と納付場所】

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/nofu/nofubasho/nofuhoho.html>



【ペイジーで納付できる税目】

- ・市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・固定資産税（償却資産）（※eL-QR（QRコード）読み取りに限る） ・軽自動車税

【ご注意】

- ・ペイジーで納付された場合は、領収証書が発行されません。また、軽自動車税の継続検査用納税証明書についても本市からは送付していません。領収証書が必要な場合や納付後すぐに車検が必要な場合は、下記の金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。

（５）金融機関での納付

- 全国に所在する下記の堺市公金出納事務取扱金融機関の本・支店（支所）で納付書を使用して納付できます。金融機関は統廃合等により変更される場合がありますのでご注意ください。

（令和8年4月1日現在）

区分	名称
銀行	阿波、池田泉州、伊予、関西みらい、紀陽、京都、三十三、徳島大正、南都、みずほ、三井住友、三菱UFJ、ゆうちょ ^(注) 、りそな
労働金庫	近畿
信用金庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工
信用組合	近畿産業、成協、大同、のぞみ、ミレ
農業協同組合	大阪南、堺市

（注）ゆうちょ銀行・郵便局の場合、一部の納付書は大阪府や京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のみでの取り扱いとなります。詳しくは納付書をご覧ください。

- eL-QR(QRコード)が記載された納付書の場合、共通納税対応金融機関であれば上記以外の金融機関でも納付できます。**

【納付書にeL-QR（QRコード）の記載がある税目】

市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税、軽自動車税

地方税共同機構が取り扱う金融機関は「地方税共同機構ホームページ 共通納税対応金融機関」でご確認いただけます。

（６）市役所（本庁又は各区役所）及び市税事務所での納付

本庁や各区役所1階にある指定金融機関派出所（銀行窓口）、または市税事務所内の納税課にて、納付書を使用して納付できます。

※令和9年3月末で各区役所にある指定金融機関派出所を閉鎖します（本庁の派出所は除く）。

（７）コンビニエンスストアでの納付

全国に所在する下記のコンビニエンスストアの店舗で納付できます。

（令和8年4月1日現在）

セブン-イレブン	ローソン	ファミリーマート	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア
ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキデイリーストア	ミニストップ	ポプラ	生活彩家
くらしハウス	スリーエイト	セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK 設置店*

* MMK 設置店とは MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

* コンビニエンスストアは統廃合等により変更される場合がありますのでご注意ください。

【コンビニエンスストアで納付できる税目】

- ・市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・軽自動車税

【コンビニエンスストアで納付できない納付書】

- ・1つの納期（1枚の納付書）の納付額が30万円を超える納付書
- ・コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書
- ・コンビニ収納用バーコードが読み取れないなど、受付できない納付書
- ・金額が訂正された納付書

【ご注意】

- ・コンビニエンスストアでは、現金納付に限ります。
- ・コンビニエンスストアでは、ブック式（冊子タイプ）の納付書は取扱いできないため、前述の税目については単票（1枚単位）の納付書になっています。納付の際は、納付書に記載されている期別と納期限をご確認のうえ、**納付していただく納付書のみを支払窓口にお出しください。**
- ・コンビニエンスストアで納付していただいた場合、堺市で納付確認ができるまでに3週間程度の期間を要します。その期間内に堺市に納税証明書の申請をされる場合は、本人確認ができる書類と領収証書を証明発行窓口へお持ちください。
- ・コンビニエンスストアで納付していただいた場合、必ずレシートと領収証書を受け取り、大切に保管してください。

3. 市税の滞納と滞納処分

（1）市税の滞納

市税は、定められた期限（納期限）までに、納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。

納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。

延滞金の利率はかなり高いものとなっており、思いもよらない高額になることもあります。

■ 延滞金の計算

$$\text{延滞金}^{(注2)} = \text{税額}^{(注1)} \times \frac{(A)}{365} \times 2.8\% + \text{税額}^{(注1)} \times \frac{(B)}{365} \times 9.1\%$$

(A)・・・納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

(B)・・・納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの日数

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間に適用される利率 = 2.8%

納期限の翌日から1か月を経過した日より納付の日までの期間に適用される利率 = 9.1%

（適用される利率は令和8年1月1日のものであり、1年ごとに見直しが行われます。）

【注1】 延滞金の対象となっている税額が2,000円未満の場合はその全額を、2,000円以上の場合は1,000円未満端数を切り捨てます。

【注2】 延滞金の計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算します。計算の結果、延滞金が1,000円未満の場合はその全額を、1,000円以上の場合は100円未満端数を切り捨てます。

(2) 滞納処分

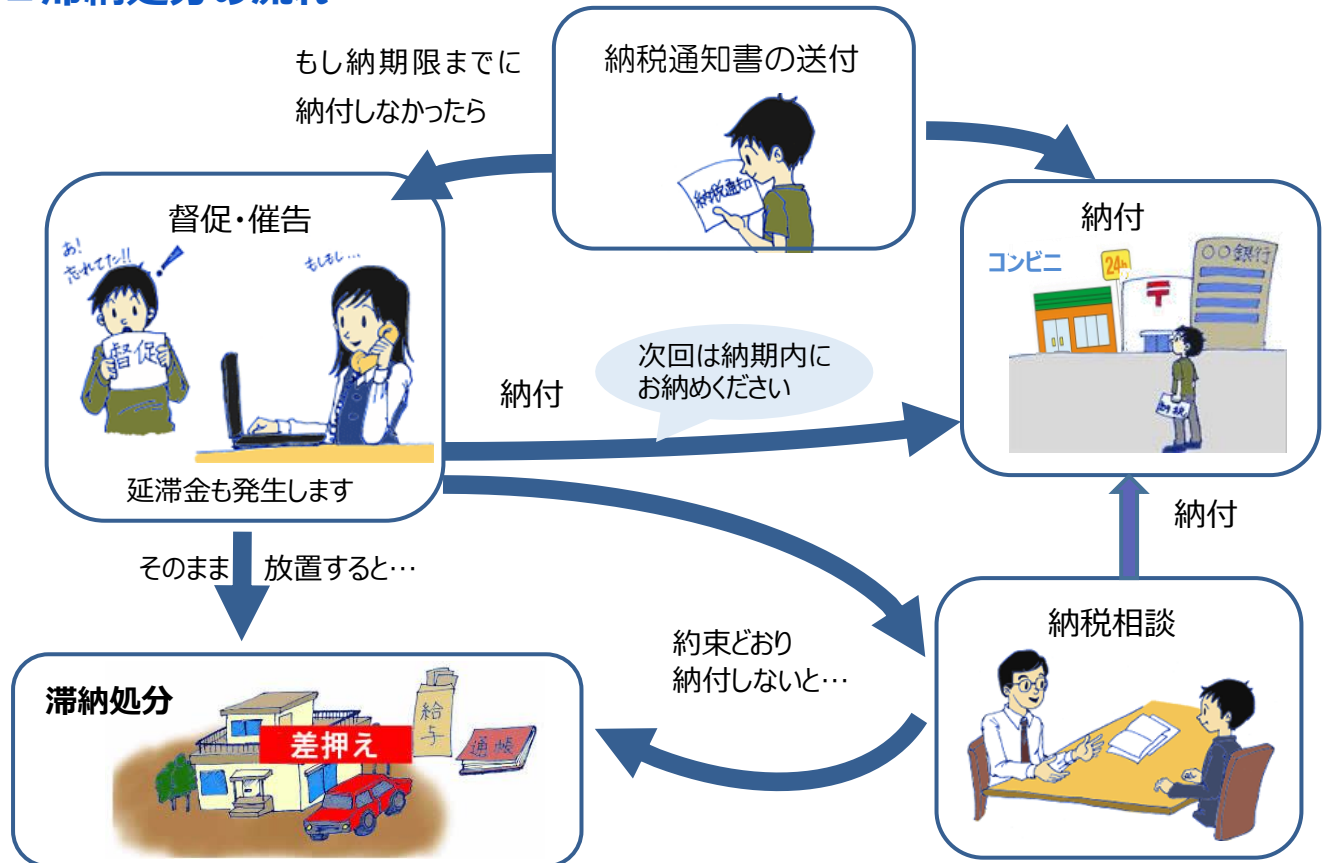
市税を滞納されると、地方税法に基づき督促状を送付します。法律では、「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」と定められています。

納税されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期限内に納めていただいた方との公平を保つために、滞納者の預貯金や給与などの財産を差し押さえます。

差し押のあとも特別な理由なく滞納が続く場合は、差し押さえた財産の取立てや公売などの処分を行い、滞納された市税へ充当します。

こうした差し押や取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより市税の確保を図るものです。

■ 滞納処分の流れ



滞納は納税者にとって不利益です。納期限内納付にご協力ください

市税を滞納すると、本来の税額のほかに、延滞金もあわせて納めていただくことになります。督促状や催告書が届いたらすぐに内容を確認いただき、納付していただくか、納付ができない事情がある場合は、納税課(P99,100)にご連絡ください。

何の連絡もなく滞納が続く場合や、納付資力があるにもかかわらず納付がない場合は、差し押等の滞納処分を受けることになり、納税者にとって不利益です。滞納を放置することなく、納期限内納付にご協力ください。

4. 市税の減免と納税の猶予

風水害などの天災により被害を受けた、生活保護法に基づき生活扶助を受けている、などの特別な事情により市税の納付が困難な場合は、その事情に応じて、税の減免または納税の猶予を受けられる場合があります。

(1) 市税の減免

減免を受けるには、納期限までに納税通知書、証明書などを持って申請する必要があります。詳しくは表中()内の担当課へお問い合わせください。

市税の種類と担当	主な要件
個人の 市民税・府民税 ・森林環境税(国税) (市民税課)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助やそのほか貧困により公の扶助を受けている ○失業や事業不振、病気療養等により著しく所得が減少した ○死亡 ○不慮の災害により被害を受けた など <p>いずれも、全額納付が困難で一定の条件に合致したときに限ります。</p>
土地・家屋にかかる 固定資産税・都市計画税 (固定資産税課 (各区担当))	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人が所有する固定資産 ○上記以外の公の扶助を受けている人が所有し、自ら使用する家屋(50㎡まで)とその敷地(100㎡まで) ○生活困窮者などで一定の要件を満たす人が所有し、居住の用に供している家屋とその敷地 ○不慮の災害により被害を受けた固定資産 など
償却資産にかかる 固定資産税 (固定資産税課 (償却資産係))	<ul style="list-style-type: none"> ○不慮の災害により被害を受けた償却資産 など
軽自動車税 (法人諸税課)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法の規定による生活扶助やそのほか貧困により公の扶助を受けている人が所有し、使用している軽自動車など ○身体障害者等が所有し、使用している軽自動車など ○重度身体障害者等と生計を共にする者が重度身体障害者等のために使用する軽自動車など ○常時介護する者が身体障害者等(身体障害者等のみで構成された世帯に限る)のために使用する軽自動車など ※生活保護の減免、障害者等の減免についてはいずれも1人1台に限ります。 ○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車など ○地域防犯のため専らその用に供する軽自動車など ○公益事業を営む人が所有し、かつ専ら当該事業のために使用する軽自動車など <p>いずれも一定の条件に合致したときに限ります。</p>

(2) 納税の猶予

市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合、猶予を受けられる制度があります。詳しくは納税課にお問い合わせください。

- 市税の猶予制度(徴収猶予)
- 市税の猶予制度(換価の猶予)